

**資料 A**

災害に係る住家被害認定基準運用指針の改定の主な内容（抜粋）

平成 30 年 3 月

## (2) 外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合の【木造・プレハブ】の第1次調査の変更

外観目視調査のしやすさ等を考慮し、「全壊」については「住家流失又は床上 1.8m 以上の浸水」に変更。これに伴い、その他の判定も、浸水深の表現を変更。

従来		変更後	
全壊	住家流失又は 1階天井まで浸水	全壊	住家流失又は 床上 1.8m 以上の 浸水
大規模半壊	床上 1m まで浸水	大規模半壊	床上 1m 以上 1.8m 未満の浸水
半壊	床上浸水	半壊	床上 1m 未満の 浸水
半壊に 至らない	床下浸水	半壊に 至らない	床下浸水

**資料 B**

浸水等による住宅被害の認定について（抜粋）

平成 16 年 10 月 28 日 内閣府政策統括官（防災担当）

2. 1. に示した点に留意しつつ、適切な被害認定を行うことにより、浸水により畳が浸水し、壁の全面が膨張しており、さらに、浴槽などの水廻りの衛生設備等についても機能を損失している場合等には、一般的に「大規模半壊」又は「全壊」に該当することになるものと考えられる。

また、施行令第2条第1号に基づき、「半壊」であっても、やむを得ず住宅を解体する場合には、「全壊」と同様に取り扱うこととなるが、浸水等の被害により、流入した土砂の除去や耐え難い悪臭のためやむを得ず住宅を解体する場合には、「やむを得ず解体」するものとして、「全壊」と同様に取り扱うものとする。